(目的)

第1条 この要綱は、町が発注する小規模な工事及び修繕(以下「小規模工事等」という。)について、町内の小規模事業者の受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる小規模工事等)

第2条 登録の対象となる小規模工事等の種類及び具体例は別表のとおりとし、酒々井町財務規則(平成19年酒々井町規則第15号)第139条に定める随意契約によるもののうち、技術的内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、設計金額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

- 第3条 登録の対象となる者は、町内に主たる事業所又は住所登録がある個人事業者の うち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
 - (2) 酒々井町建設工事等入札参加者資格者名簿(以下「適格者名簿」という。)に 登録されている者
 - (3) 経営の内容が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 希望する業種の履行に必要な資格、免許等を有しない者
 - (5) 町税を滞納している者

(登録の申請等)

- 第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(別記第1号様式) に希望する業種(別表のとおり)及び必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添 付し、町長に提出しなければならない。この場合において、希望する業種は、3業種 までとする。
 - (1) 希望する業種の履行に必要な資格、免許等を有していることを証明する書類 の写し
 - (2) 町税の納税証明書又はこれに代わるもの
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 次条に規定する登録名簿に記載された者(以下「被登録者」という。)であって、登録の 有効期間満了後も引き続き登載を希望する者が、有効期間満了日前の登録の申請の受 付期間に、前項第2号に掲げる書類を提出したときは、前項の規定による登録の申請 があったとみなす。

(登録名簿への登載)

- 第5条 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、その内容を審査し、適格と認めた者について小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。) に登載し、公表するものとする。
- 2 前項に規定する登録名簿は、一般の閲覧に供するものとする。

(登録の申請の受付期間及び登録の有効期間)

- 第6条 登録の申請の受付期間は西暦の偶数年(以下「登録年」という。)の3月1日から3月31日までとする。ただし、町長が必要があると認めたときは、随時に登録申請を受付することができる。
- 2 登録の有効期間は登録年の4月1日から2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する有効期間満了日までとする。

(登録事項の変更等)

- 第7条 被登録者は、次の各号に掲げる事項が生じた場合は、それぞれの当該届出書を 速やかに町長に提出しなければならない。
 - (1) 登録事項に変更があったとき 小規模工事等契約希望者登録事項変更届 (別 記第2号様式)
 - (2) 事業の廃止等をしたとき 小規模工事等契約希望者登録辞退届 (別記第3号様式)

(登録の取消し)

- 第8条 町長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第3条各号のいずれかに該当した場合
 - (2) 倒産又は破産した場合
 - (3) 談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号)その他関係法令に違反する等、不正又は不誠実な行為をした場合

(見積業者の指名)

第9条 町長は、小規模工事等の契約相手方の決定に際しては、被登録者のうちから見 積業者を指名するよう努めるものとする。ただし、適格者名簿に登載された者のうち から見積業者を指名することを妨げないものとする。

(契約者の決定)

- 第10条 町長は、指名した複数の被登録者の見積競争により、予定価格の範囲内において最も低い額を見積った者を契約者と決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、酒々井町財務規則第140条ただし書の規定により1人 の者から見積書を徴した場合は、その者を契約者と決定する。

(契約書作成の省略)

第11条 契約の締結は、酒々井町財務規則第144条第1項第1号及び同条第2項の 規定により契約書の作成を省略し、請書によるものとする。

(契約保証金)

第12条 契約の締結に際しては、酒々井町財務規則第145条第1項ただし書の規定により、契約保証金の納付を免除することができる。

(前払金及び部分払)

第13条 小規模工事等については、前払金及び部分払の対象としない。

(書類の提出等)

第14条 主務課等の長は、第11条の規定により請書を提出した者(以下「請負者」 という。)に必要な書類の提出及び必要な報告を求めることができる。

(検査)

第15条 主務課等の長は、請負者から小規模工事等の完成の報告を受けたときは、酒々井町建設工事検査要領(平成19年酒々井町告示第46号)第5条及び第6条の規定により、完成を確認する検査をしなければならない。

(請負代金の支払)

- 第16条 請負者は、前条の検査による完成の確認を受けたときは、請負代金の支払を 請求することができる。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に 請負代金を支払わなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。(平成22年9月1日酒々井町告示第54号) (申請の受付期間及び有効期間の特例)
- 2 この告示の施行後、平成22年度における申請の受付期間及び有効期間に係る第6条の適用については、同条第1項中「3月1日から3月31日まで」とあるのは、「10月1日から10月31日まで」と、同条第2項中「登録年の4月1日から2年間」とあるのは、「平成22年11月1日から平成24年3月31日まで」とする。